

理事及び監事の職務権限規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）の定款第27条（第2項）及び第50条に基づき、本協会の理事及び監事（以下「役員」という。）の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、理事とは、理事並びに代表理事たる会長及び業務執行理事たる副会長、専務理事及び定款第25条第5項に基づき理事会の決議によって選定された理事をいう。

(法令等の遵守)

第3条 理事は、法令、定款及び本協会が定める規則等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本協会の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 役員職務権限

(役員)

第4条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、本協会の業務の執行の決定に参画する。

2 監事は、法令及び定款の定めるところにより、本協会の理事の職務の執行を監査する。

(兼務禁止)

第5条 理事は、評議員、監事、司法機関の委員、職員及び職員に準じる者を兼ねることはできない。

2 監事は、本協会の評議員、理事、司法機関の委員、職員及び職員に準じる者を兼ねることはできない。

(役員定年制)

第6条 役員は、その就任時に、会長及び副会長は満70歳未満、その他の役員は満65歳未満でなければならない。ただし、FIFA Council Memberにおいてはこの限りでない。

(会長)

第7条 会長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 本協会を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- (4) 事案の決裁及び専決に関する細則に定めるもの。

(副会長)

第8条 副会長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、本協会の業務を執行する。
- (2) 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事会が予め決定した順序によって会長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(専務理事)

第9条 専務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を執行する。
- (2) 会長及び副会長が欠けたとき又は会長及び副会長に事故あるときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- (4) 事案の決裁及び専決に関する細則に定めるもの。

(理事会で選定された業務執行理事)

第10条 定款第25条第5項に基づき理事会の決議によって選定された理事の職務権限は、次のとおりとする。

る。

- (1) 理事会が決める担当業務を分掌し、執行する。
- (2) 3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(地域を代表する理事)

第11条 理事には、定款第6条第1項第2号に定める地域サッカー協会の推薦による者9名（9地域ごとに各1名とする。）が含まれていなければならない。

(代行順序の決定)

第12条 第8条第1項第2号に規定する順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

第3章 補則

(細則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は、会長が別に定めることができる。

(改廃)

第14条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

(附則)

第15条 この規則は、2017年4月13日から施行する。